

## 9 社会福祉施設の運営について

### (1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

### (2) 感染症の予防対策等

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

インフルエンザについては、本年度すでに流行時期に入っているところであるが、例年より時期が遅いこともあり、今後とも引き続き施設内におけるインフルエンザ感染予防対策に努めていただくようお願いするとともに、ノロウイルスについては施設内で感染性胃腸炎の患者も発生している状況にあることなどから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な感染症、食中毒の発生・まん延防止対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護老人保健施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎」の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成18年12月21日雇児発第1221002号、社援発第1221002号、障発第1221002号、老発第1221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」  
(雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」  
(平成18年11月7日雇児総発第1107001号、社援基発第1107001号、障企発第1107110号、老計発第1107001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長通知、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」(平成15年12月12日社援基第1212001号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。









#### (4) 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。





助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導願いたい。